

須恵町物価高騰支援電子商品券取扱加盟店募集要項

1 趣旨

エネルギー及び食料品価格の物価高騰により影響を受けている町民の消費に与える影響を緩和するとともに、町内における消費を喚起及び下支えするために須恵町物価高騰支援電子商品券事業において、商品券を取り扱う加盟店（以下、取扱加盟店という）を募集する。

2 応募資格・条件

須恵町内において事業を営んでいる、事業所等を有する事業者又は須恵町商工会の会員であること。ただし、次に掲げる事業者は対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるもの、暴力団の構成員であると認められるもの又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの又はこれに類するもの。
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの。

3 申込方法

取扱加盟店の登録を希望する事業者は、「須恵町物価高騰支援電子商品券取扱加盟店登録申込書」に必要事項を記入の上、須恵町役場地域振興課に郵送又はファックスにより提出するか、もしくは「須恵町物価高騰支援電子商品券取扱加盟店専用申し込みサイト」に必要事項を入力し送信して申し込むものとする。

4 申込期間

令和8年1月15日（木）から随時

ただし、令和8年1月30日（金）までに申込を行った取扱加盟店については、取扱加盟店チラシに掲載し、支給対象者に商品券とともに配布を行うものとする。

5 取扱加盟店の登録

町は、取扱加盟店の登録をした場合、商品券カード読み込み用の端末を貸与し、商品券取扱店ポスターを当該事業者に提供する。また、取扱加盟店について、町ホームページ等に掲載を行い町民に周知する。

6 商品券の概要

- (1) 商品券は、令和8年1月5日において須恵町の住民基本台帳に記録されている者に支給する。
- (2) 商品券の使用期間は、令和8年3月支給日から令和8年5月31日までとする。
- (3) 商品券は二次元コードを印字したカードサイズのものとし、店舗において読み込み決裁が可能なものとする。

- (4) 商品券カード読み込み用の端末は商品券の使用期間中において町が取扱加盟店に貸与し、取扱加盟店は端末に係る費用を負担しないものとする。ただし、取扱加盟店において端末を紛失、損壊した場合はこの限りではない。
- (5) つり銭は出さないものとする。
- (6) 次に掲げる物品又は役務は、商品券の使用対象外とする。
 - ア たばこ、電子たばこ、加熱式たばこ及びそれらを使用するための機器
 - イ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ウ 取扱加盟店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - オ 国税、地方税や使用料などの公租公課
 - カ その他、町が適当でないと認めたもの

7 商品券の換金

- (1) 換金方法 每月半ばおよび月末に取扱加盟店ごとの決裁額を取りまとめ指定の口座へ振込
- (2) 換金手数料 無料

8 注意事項

取扱加盟店は、須恵町物価高騰支援電子商品券事業実施要綱及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 商品券カードが偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の利用を拒否するとともに、その事実を町に連絡すること。
- (3) 商品券カードの交換、譲渡及び売買をしてはならない。

9 登録の取り消し

町は、取扱加盟店がこの要項に反すると判断した場合は、取扱加盟店の登録を取り消すことができる。

【申し込み・問い合わせ先】

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地
須恵町役場 地域振興課 商品券係
TEL：092-932-1438（直通）
FAX：092-931-1827